

辻内税理士事務所月報

発行人 税理士 辻内 敏 宏

事務所 海 南 市 大 野 中 5 8 6 - 3
〒642-0022 電 話 073 (482) 4511(代)
FAX 073 (482) 4512

ヒント

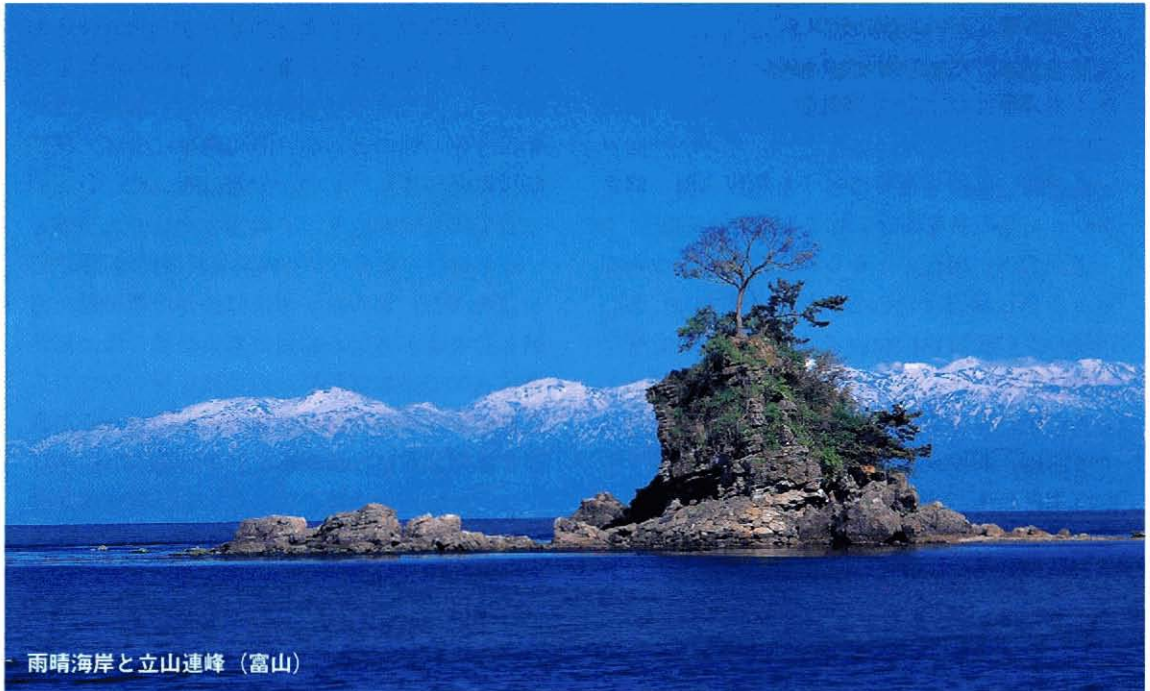
常識破り

買い物用の紙袋などに使われる取っ手の生産でシェア7割を誇る香川県の松浦産業は、いつも、後発でありながら、先行する商品の不満点を補う商品を発売することで、ヒット商品を生み出し、業績を伸ばしてきました。同社の営業担当者の主な仕事は情報収集。顧客の声に耳を傾け、いち早く市場の変化を捉え、思い切った設備投資をして、先行メーカーの商品を追い抜かず、という戦略を愚直なまでに追及してきました。また、午後4時までの注文は翌日納品という即納体制のため「反常識」とも言える豊富な在庫、1200の種類を抱え、アウトソーシングが主流の時代に製品の内製化を進めています。日経ビジネス所載。

ヒント

税 務 ミニガイド

建物の貸付で、人の居住の用に供されている住宅は消費税が非課税です。但し、契約書で居住の用に供すると明記されている場合に限りです。住宅用マンションの賃貸契約書で居住の用に供すると記載しながら、借主が事務所として使用していても貸主は契約を変更しない限り非課税です。借主は仕入控除はできません。



雨晴海岸と立山連峰（富山）